参考資料

令和3年第3回三豊市議会定例会 提出議案(条例関係)新旧対照表

		ページ番号
・議案第87号関係 (三豊市個人情報保護条例及び三豊市行政手続における特別の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について)	<	1
・議案第88号関係 (三豊市手数料条例の一部改正について)	•••	2
・議案第89号関係 (三豊市農村公園条例の一部改正について)	•••	3

【議案第87号関係】

三豊市個人情報保護条例及び三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新 旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号) 一部改正

改正後 (案)

(保有個人情報の提供先等への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正 第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正 の実施をした場合において、必要があると認めるときは、 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、 遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(1) 略

(2) 情報提供等記録 内閣総理大臣及び番号法第19条第8 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係 る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録 された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)

(保有個人情報の提供先等への通知)

の実施をした場合において、必要があると認めるときは、 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、 遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(1) 略

(2) 情報提供等記録 総務大臣 及び番号法第19条第7 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係 る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録 された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)

【第2条関係】 三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三豊市条例第35号) ー 部改正

改正後 (案)

現 行

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利 用及び法**第19条第11号**に基づく特定個人情報の提供に関 し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供 することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関 が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げ る事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定 個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲 げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利 用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関 し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供 することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関 が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げ る事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定 個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲 げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

【議案第88号関係】

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号) 一部改正 新旧対照表(抄)

	改正後(案)				現	行		
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
区分	手数料の名称等	手数料(の額	区分	手数料の	名称等	手数料0	り額
	略			略				
住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧 手数料	1件につき	300	住民基本台帳	住民基本台(手数料	帳の閲覧	1件につき	300
	住民票及び戸籍の附 票の写しの交付手数 料		300		住民票及び 票の写しの 料			300
	除票及び戸籍の附票 の除票の写しの交付 手数料		300		除票及び戸 の除票の写 手数料			300
	住民票及び戸籍の附 票の記載事項証明書 の交付手数料		300		住民票及び 票の記載事 の交付手数料	項証明書		300
	除票記載事項証明書 及び戸籍の附票の除 票に記載した事項等 に関する証明書の交 付手数料		300		除票記載事 及び戸籍の 票に記載し に関する証 付手数料	附票の除 た事項等		300
(削除)				個人番号	個人番号カ 交付手数料(カードの追 白がなくな その他の再 むを得ない て市長が認 を除く。)	個人番号 記欄の余 ったとき 交付がや ものとし		800
	略			略				

【議案第89号関係】

三豊市農村公園条例(平成18年三豊市条例第160号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正	後(案)	現行		
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		
名称	位置	名称	位置	
三豊市高瀬町黒島公園	三豊市高瀬町佐股甲3357番地1	三豊市高瀬町黒島公園	三豊市高瀬町佐股甲3357番地1	
(削除)		三豊市高瀬町羽方公園	三豊市高瀬町佐股乙483番地4	
	略	略		